

## 鎌倉市低入札価格調査制度運用取扱基準

(趣旨)

第1条 この基準は、鎌倉市の工事及び工事に附属する委託（以下「工事等」という。）について入札により契約を締結する場合において、契約の相手方となるべき者の申込みに係る価格によっては、当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるときの調査の方法について必要な事項を定めるものとする。

(低入札価格調査の基準)

第2条 工事等の請負契約の適否の調査及び審査を実施する場合の低入札価格調査の基準額（以下「調査基準価格」という。）は、工事の予定価格の算出の基礎となった工事積算内訳書に基づき、次の方法により算出した額の合計額とし、スクラップ評価額に係る控除がある場合にはそれも算入するものとする。ただし、これにより算出した額が工事の予定価格に $9.2/10$ を乗じて得た額を超える場合は、 $9.2/10$ の額とし、 $7.5/10$ を乗じて得た額に満たない場合は、 $7.5/10$ の額とする。

- (1) 直接工事費の額に $9.7/10$ を乗じて得た額
- (2) 共通仮設費の額に $9/10$ を乗じて得た額
- (3) 現場管理費の額に $9/10$ を乗じて得た額
- (4) 一般管理費の額に $5.5/10$ を乗じて得た額

2 前項の規定にかかわらず、専門工事等の特別な技術を要する工事請負契約の調査基準価格は、工事の予定価格に $7.5/10$ から $9.2/10$ までの数値を乗じて得た額の範囲内で決裁権者が決定した額とする。

3 委託契約に係る調査基準価格は、当該委託の予定価格に $8/10$ を乗じて得た額とする。

(調査基準価格を下回る入札)

第3条 入札の結果、調査基準価格を下回る入札が行われた場合は、入札執行者は、保留を宣言し、最低入札者であっても必ずしも落札者とならない場合があることを説明し、後日、調査・審査の結果、落札者を決定することを告げて入札を終了する。

(調査)

第4条 調査基準価格を下回る価格で入札を行った者が、契約の内容に適合した履行が可能か否かについて次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める項目について調査を行うものとする。

- (1) 工事請負契約における調査項目
  - ア 入札価格の内訳書
  - イ その価格により入札した理由
  - ウ 手持工事の状況
  - エ 当該工事に使用する資材及び機材の調達方法
  - オ 予定施工体制
  - カ 労務者の配備の見通し
  - キ その他必要な事項

(2) 委託業務契約における調査項目

- ア 入札価格の内訳書
- イ その価格により入札した理由
- ウ その他必要な事項

2 調査基準価格を下回る入札者が複数ある場合は、該当する入札者すべてについて前項の調査をするものとする。ただし、該当する入札者が三者以上ある場合は、最も入札価格が低い三者について前項の調査をするものとし、落札者が定まらない場合は、落札者が定まるまで順次前項の調査をするものとする。

(事情聴取)

第5条 必要があるときは、随時事情聴取を行うものとする。

(審査)

第6条 前2条の規定による調査及び事情聴取の結果に基づき、鎌倉市入札価格審査委員会（以下「審査委員会」という。）において審査を行う。

(落札者の決定)

第7条 落札者は、審査委員会における審査結果に基づき、決裁をもって決定する。

2 調査基準を下回る価格で申込みをした者が契約に適合した履行がされると認められる場合は、その者から契約を適正に履行する旨の誓約書を徴し、審査委員会における審査結果とともに決裁を受けなければならない。

(入札の再開)

第8条 調査基準価格を下回る価格で申込みをした者が契約に適合した履行がされないおそれがあると認められる場合で、調査基準価格を下回る価格で申込みをした者以外の者が予定価格の制限の範囲内にはないときは、速やかに入札を再開するものとする。

(落札の通知)

第9条 落札者が決定したときは、入札者全員に対してその結果について知らせるものとする。

付 則

この基準は、平成6年11月4日から施行する。

付 則

この基準は、平成10年4月1日から施行する。

付 則

この基準は、平成11年4月1日から施行する。

付 則

この基準は、平成15年4月1日から施行する。

付 則

この基準は、平成16年4月1日から施行する。

付 則

この基準は、平成22年4月1日から施行する。

付 則

この基準は、平成26年4月1日から施行する。

付 則

(施行期日)

- 1 この基準は、平成28年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。  
(経過措置)
- 2 改正後の第2条第1項の規定は、施行日以後に公告する入札について適用し、施行日前に公告した入札については、なお従前の例による。

付 則

(施行期日)

- 1 この基準は、平成29年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。  
(経過措置)
- 2 改正後の第2条の規定は、施行日以後に公告する入札について適用し、施行日前に公告した入札については、なお、従前の例による。

付 則

この基準は、平成31年4月15日から施行する。